

JOYO BANK NEWS LETTER

2022年4月7日

「常陽 電子契約サービス」の導入について

常陽銀行（頭取 秋野 哲也）は、2022年4月7日より、融資契約において「電子契約サービス」を導入しますので、下記のとおりお知らせいたします。

「電子契約サービス」は、パソコンやスマートフォンを用いて電子署名を行うことにより、ご融資の契約手続きが完了できるサービスです。

お客さまは契約書への署名・捺印が不要となり、契約にかかる時間の短縮および契約書に添付する収入印紙も不要となります。

当行は今後も、お客さまのニーズの把握に努め、サービスの拡充に取り組んでまいります。

記

1. サービス概要

名 称	常陽 電子契約サービス														
特 徴	契約書への署名・捺印に代わり、電子化された契約書に電子署名を行うことで、ご融資の契約手続きが可能になります。 ①契約書への署名・捺印が不要 ②収入印紙が不要（別途、取扱手数料がかかります） ③契約内容の改ざん・なりすまし契約の防止														
ご利用条件	融資取引にかかる当事者が携帯電話を保有し、SMS（ショートメッセージサービス）による通知を受信できること														
取 扱 店	事業性融資新規契約（証書貸付） 【取扱店】本店営業部、ひたちなか支店 住宅ローン新規契約 【取扱店】土浦ローンプラザ、流山おおたかの森ローンプラザ *取扱店は順次拡大する予定です														
取扱手数料	<table border="1"><thead><tr><th>ご融資金額</th><th>手数料(税込)</th></tr></thead><tbody><tr><td>500万円以下</td><td>無料</td></tr><tr><td>500万円超～1,000万円以下</td><td>5,500円</td></tr><tr><td>1,000万円超</td><td>11,000円</td></tr></tbody></table>	ご融資金額	手数料(税込)	500万円以下	無料	500万円超～1,000万円以下	5,500円	1,000万円超	11,000円	<table border="1"><thead><tr><th>(ご参考) 印紙税額</th></tr></thead><tbody><tr><td>0～2,000円</td></tr><tr><td>10,000円</td></tr><tr><td>20,000円～600,000円</td></tr></tbody></table>	(ご参考) 印紙税額	0～2,000円	10,000円	20,000円～600,000円	
ご融資金額	手数料(税込)														
500万円以下	無料														
500万円超～1,000万円以下	5,500円														
1,000万円超	11,000円														
(ご参考) 印紙税額															
0～2,000円															
10,000円															
20,000円～600,000円															
導入開始日	2022年4月7日（木）														

*本サービスの詳細、ご留意事項については別紙をご覧ください。

以 上

電子契約サービスのご案内

このたび常陽銀行では、融資取引においてWEB上でご契約いただける電子契約サービスの取り扱いを開始いたしました。

記

◎電子契約サービスの内容・特徴

1. 収入印紙が不要

ご契約金額に応じた収入印紙の費用が不要となります。

(例) ご契約金額 1,000 万円超 5,000 万円以下の場合、収入印紙 20,000 円が不要となります。

2. 署名・捺印が不要*

書面での契約書への署名・捺印に代わり、パソコン・タブレット・スマートフォンで契約手続きが可能です。

※担保契約における委任状など一部書類では、書面への署名・捺印が必要です。

3. 契約内容の改ざん・なりすましの防止になります

電子署名、電子証明書により、契約書の改ざん・なりすましを防止します。

4. ご利用条件

本サービスのご利用にあたっては、融資取引にかかる当事者(個人の場合:債務者・連帯債務者・連帯保証人・停止条件付債務引受人・担保提供者、法人の場合:代表者・保証人)が携帯電話を保有し、SMS(ショートメッセージサービス)による通知を受信できること。

5. 電子契約サービス取扱手数料

借入金額	手数料額(消費税込)
500万円以下	無料
500万円超~1,000万円以下	5,500円
1,000万円超	11,000円

【ご注意】

給付金・補助金を申請する予定の場合、給付金・補助金等の申請に金銭消費貸借契約証書の提出が必要な場合があります。事前に申請先に電子契約の受付可否についてご確認ください。

ベストパートナーバンク

